

国民健康保険の届出に関するお知らせ



1. お届けはお済みですか？

次に該当する方は、14日以内に届出が必要です。<国民健康保険法第9条>

どのような場合		届出に必要なもの	
国民健康保険 に入る場合	<ul style="list-style-type: none"> ・職場の健康保険を抜けたとき ・職場の健康保険の扶養からはずれたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場の健康保険の喪失日がわかる証明書 	【共通】 ・マイナンバーがわかるもの（該当する方および窓口に来る方分） ・窓口へ届出に来る方の本人確認ができるもの（運転免許証など） ※委任状が必要な場合がありますので、お問い合わせください。
	<ul style="list-style-type: none"> ・転入や入国したとき ・子どもが生まれたとき ・生活保護を受けなくなったとき 		
国民健康保険 をやめる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・職場の健康保険に入ったとき ・職場の健康保険の扶養になったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場の保険証 ・返却いただく国民健康保険証 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・転出や出国するとき ・国民健康保険に入っている方が亡くなったとき ・生活保護を受け始めたとき 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・住所や氏名、世帯主が変わったとき 		

2. 所得の申告はお済みですか？

申告をしていない方は、必ず申告をしてください。所得のない方、雇用保険による失業給付のみ・遺族年金のみ・障害年金のみの非課税所得の方も家族の扶養になっていない場合は0円の申告が必要です。申告の確認できない方が世帯に1人でもいる場合、軽減等が受けられなくなります。

◆問い合わせ = ⑧健康保険課 (内線1220) ⑨暮らしの窓口課 (内線8027)

募集

防災士連絡協議会

新規会員を募集

協議会では、マイ・タイムライン事業や地区防災計画事業への協力、自主防災組織の結成支援など、市の防災力強化を推進する活動を行っています。私達と一緒に災害に強いまちづくりに貢献しませんか？



マイ・タイムライン作成支援の様子

■応募資格（次のいずれも該当する方）

・市に在住・在勤・在学の「日本防災士機構」により認証された防災士

■主な活動内容

・防災士としてのスキルアップ事業
 ・会員相互の交流および情報提供
 ・市民への防災意識の啓発活動事業
 ・自主防災組織等が行う活動への支援や組織結成支援
 ・他団体との連携による幅広い防災啓発活動 など

◆問い合わせ = ⑩防災危機管理課 (内線2210)

無料法律相談会を開催します

※初回限定・予約制

8/26(土)10:00~16:00

※事情によりお受けできないこともございます。

ご予約はお電話・相談予約フォーム・LINEにて受け付けております

0296-30-5600

電話受付時間：平日9:00~17:30



相談予約フォーム



LINE友だち追加

つくばね法律事務所

茨城県下妻市大園木2839-1 大建ビル2階
 【国道294号線バイパス沿い・やすらぎの里しもつま隣り】

茨城県弁護士会所属：門井 節夫・関 健太郎・高中学・飯塚 夏樹・山本 大介

不要品の処分や片付けでお困りの方

断捨離、引越し、終活、遺品整理など

安心の**一般廃棄物収集運搬業許可業者**

未来産業にお任せください！

相談、見積もり無料です。お気軽にお電話ください。

080-4948-5819 ☎ **0297-22-3000**

〒303-0003 常総市水海道橋本町3588-6 未来産業